

容器包装リサイクル法のあらまし

ごみを減らすためには、第一にごみの発生を抑制すること（リデュース）、発生した廃棄物については再使用を図ること（リユース）、再使用できないものについては再資源化を図ること（リサイクル）が大切です。

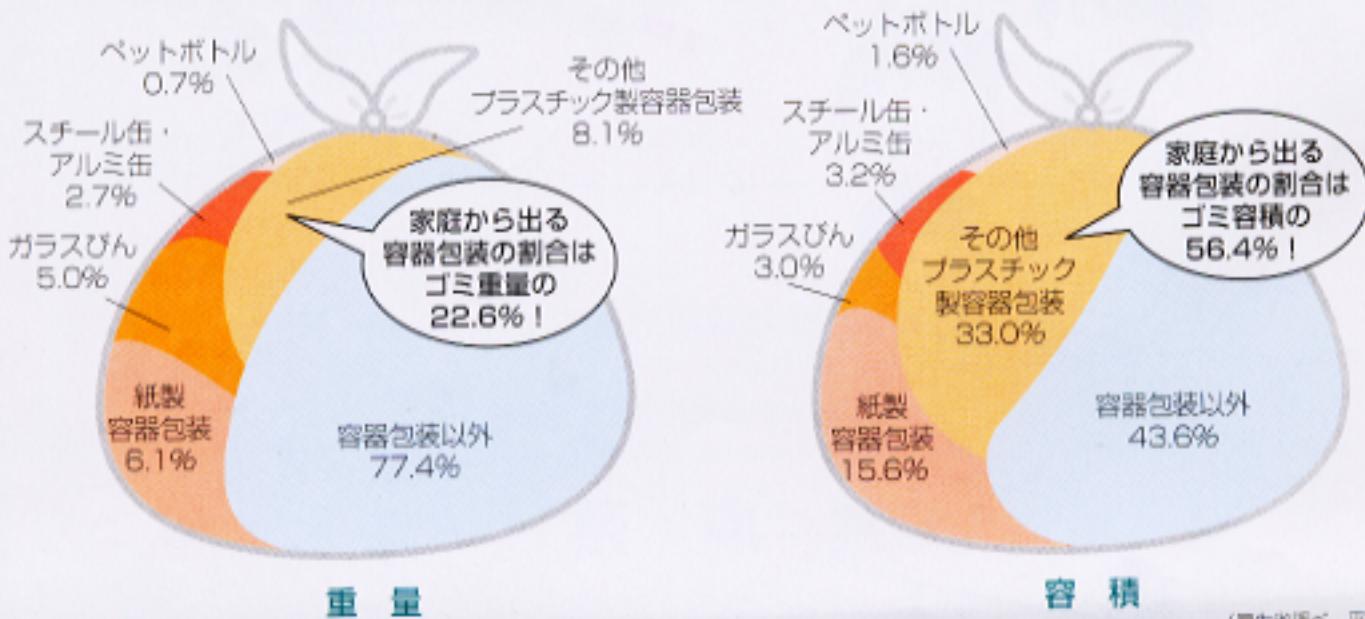
家庭ごみのうち容積の約60%を占める缶、ガラスびん、ペットボトル、紙パックなど（これらを容器包装廃棄物と呼びます）を減らし、リサイクルすることを目的として、「容器包装リサイクル法（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」が平成12年4月1日から完全施行されました。

消費者のみなさんは容器包装廃棄物を少しでも減らす工夫をして、これらを種類ごとに分別して出す役割を、市町村はみなさんが分別したものを受け取る役割を、事業者は市町村が受け取ったものを引き取り、リサイクルを行う役割を担うことにより、リサイクルを進めることになります。

「循環型」社会生活のために

- ゴミができるだけ出さない。
- いらなくなつた家具、古着などは、リサイクルショップに出して再使用する。
- 缶、びん、ペットボトル、新聞紙などは、リサイクルに出す。
- ごみを燃やしたときに出る熱を温水プールや発電で使う。
- どうしても捨てるものは、環境を汚さないように処分する。

一般家庭から出るゴミ中に占める容器包装の割合



あきかん

ガラスびん

ペットボトル

紙バック

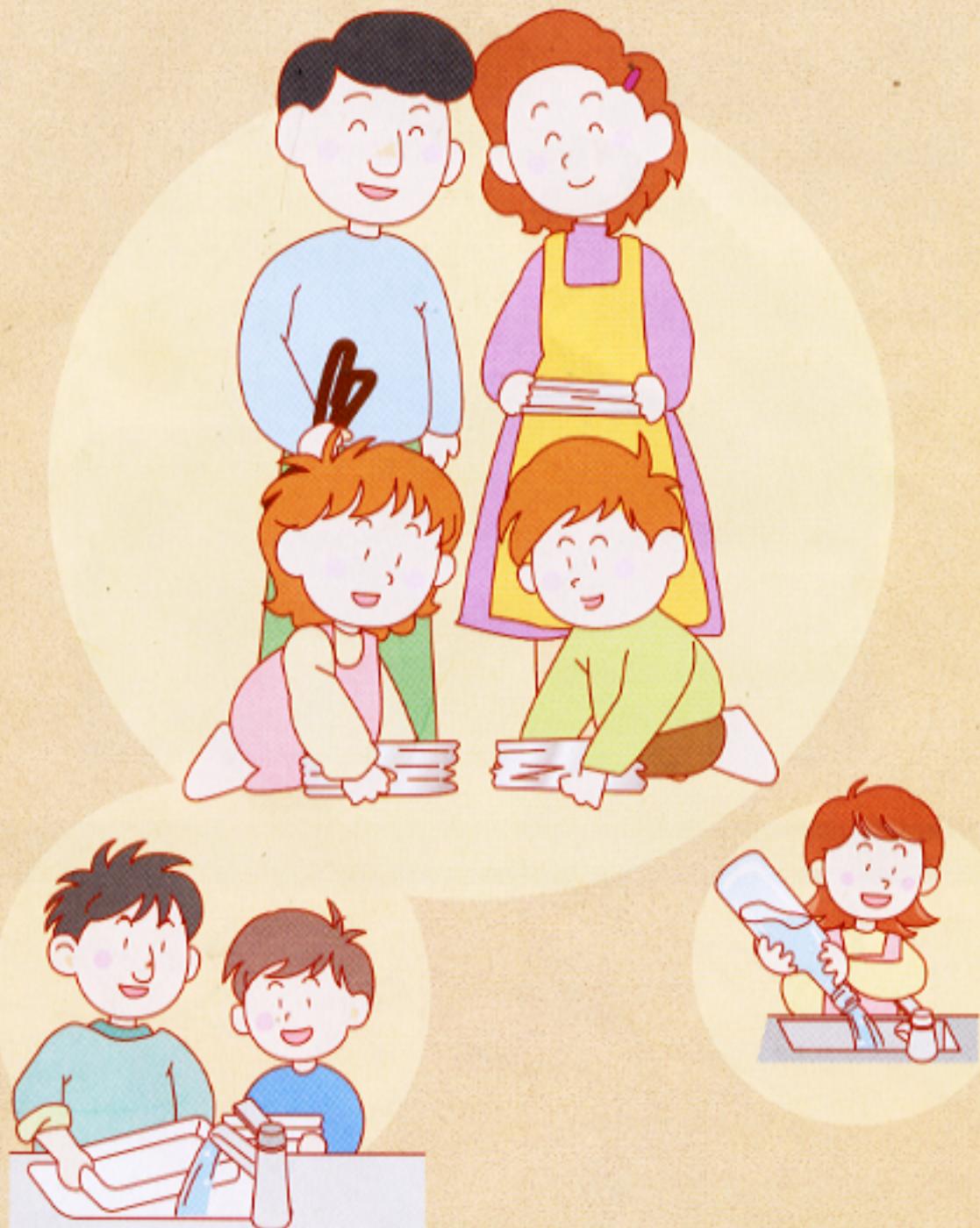
その他 紙

その他プラスチック

白色トレイ

みんなで協力
きょうりょく

ようきほうそう
容器包装リサイクル



兵庫県

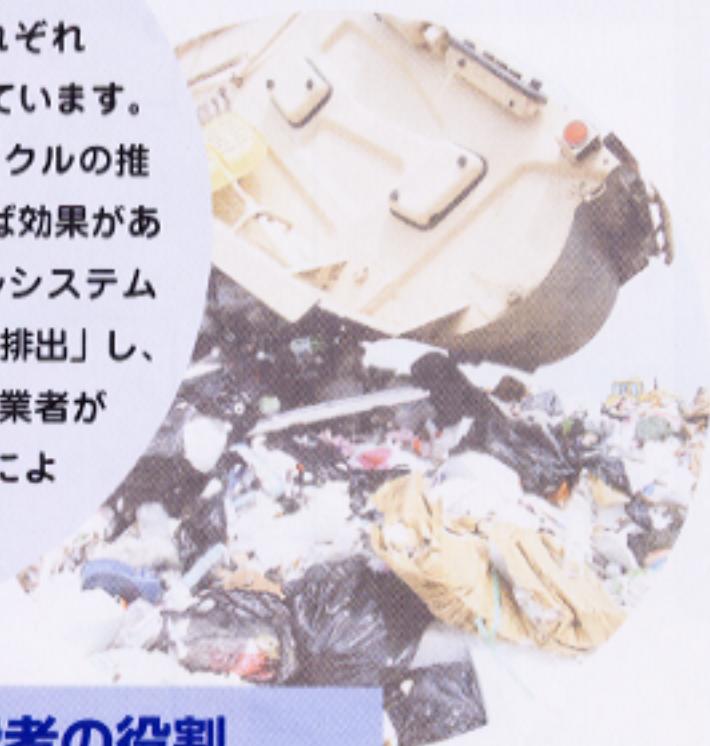
効率的なリサイク

ルシステムの確立のため、

消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割を果たすことが求められています。

容器包装廃棄物の減量化やリサイクルの推進は、社会全体で取り組まなければ効果があがりません。効率的なリサイクルシステムの確立のためには、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者がリサイクル」することがなによりも大切です。

それぞれの役割



消費者の役割

- 在住の市町村のごみ出しルールに従って、分別排出する。
- リターナブル容器（何度も繰り返し使える容器）、詰め替え用の製品などの使用に努める。
- リサイクルを促進するために、容器包装廃棄物を再生利用した製品などの使用に努める。



市町村の役割

消費者が分別排出した容器包装廃棄物を収集する。

市町村

事業者の役割

容器包装の使用量、製造量に応じて容器包装廃棄物のリサイクルを行う。

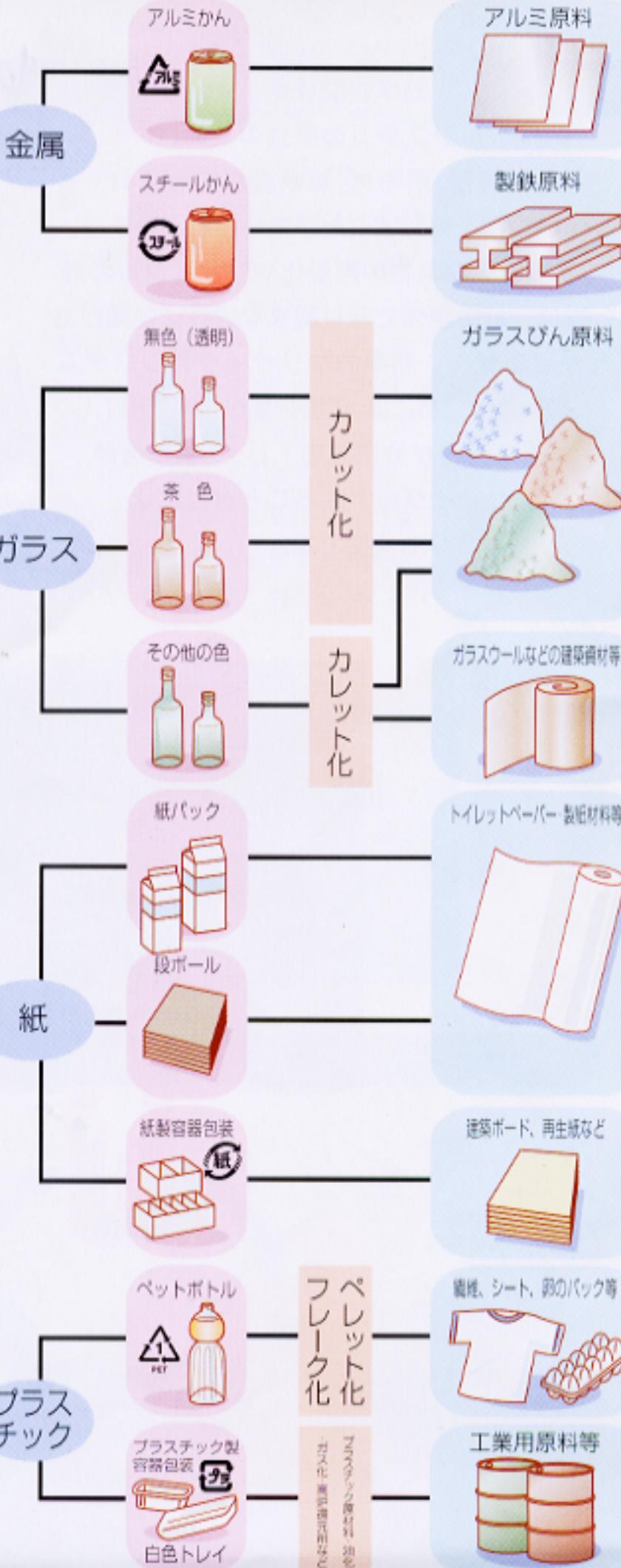
事業者

対象となる容器包装は

購入

消費

分別



容器包装リサイクル法で対象となる容器包装は

の10種類です

「識別マーク」や「材質表示マーク」を知っていますか。このマークを見れば、分別を簡単に行うことができます。

材質表示マーク

スチール缶



アルミ缶



ペットボトル



●PETとはポリエチレンテレフタレートというプラスチックのことです。

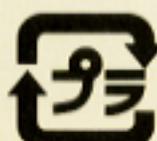
これらに加えて、平成13年4月1日から、紙製容器包装とプラスチック製容器包装にも「識別マーク」が付けられることになりました。みなさんには、この識別マークを参考にして、紙製容器包装とプラスチック製容器包装の分別をしていただくことになります。

識別マーク



紙製容器包装(以下を除く)

- (1)段ボール
- (2)アルミニウムを使用していない飲料用紙パック



プラスチック製容器包装(以下を除く)

飲料用・しょうゆ用ペットボトル



まめ知識

ほかにも「材質表示」があります

プラスチック製容器包装のマークの下などに**PE**・**PP**・**PS**などの文字がついていることがあります。これらの文字は、容器包装の材質をしめしています。



ポリエチレン
ポリ袋、ラミネート材など



ポリプロピレン
洗面器、バケツなど



ポリスチレン
発泡スチロール

■カレットとは、ガラスびんを細かく碎いて粒にしたもの。

■フレークとは、ペットボトルを細かく碎いたもの。

■ペレットとは、ペットボトルを細かく碎いたものに熱をかけて粒にしたもの。

あきかんのリサイクル

● あきかんの出し方



1 かんの中の異物を取り除く

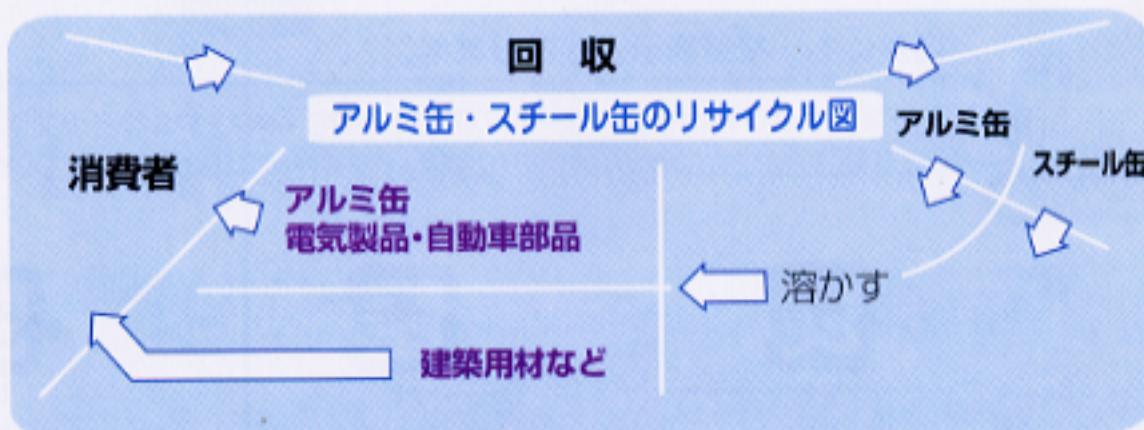
異物が入っているとリサイクルしにくくなるので、必ず取り除いてください。



2 かんの中をゆすぎ、よく水切りをする

中身が残っていると悪臭などの原因になりますので、きれいにゆすぎ、よく水切りをしてから出しましょう。

(注意) 出し方は、在住の市町のルールに従って下さい。



リサイクルによる省エネ効果 (アルミ缶の場合)



まめ知識

ボーキサイト原料からアルミニウム地金を1トン製造するには、約20,000kwhの電力が必要です。

一方、アルミ缶からアルミニウム地金1トンを製造するには、700kwhの電力で済み、エネルギーの節約効果は約97%にもなります。

(アルミ缶リサイクル協会1999年度調べ)

ガラスびんのリサイクル

● あきびんの出し方

① キャップを取り除く

びんのキャップは、必ず取り除いてください。

(注意) 異物は出さないでください。金属製のキャップや陶磁器、種類の違うガラス(耐熱ガラス、蛍光灯、電球、板ガラスなど)が混ざると、ガラスびんのリサイクルができません。これらは在住の市町のルールに従って排出して下さい。



② びんの中をゆすぎ、よく水を切る

中身が残っていると悪臭などの原因になりますので、きれいにゆすいでから出しましょう。

(注意) 色分けするかどうかは、在住の市町のルールに従って下さい。



消費者

購入店へ返却

洗浄

リターナブルびんのリサイクル図

お店

びん詰め

消費者

回 収

カレット製造

ガラスびんのリサイクル図

お店

びん詰め

ガラスびん製造



ビールびんや一升びんは購入店へ持っていくましょう！

ビールびんや一升びんは、リターナブルびん(生きびん)という種類のびんです。これは洗うだけで繰り返し利用できるびんのことです。

購入したお店に持って行き、引き取ってもらいましょう。

まめ知識

ガラスびん

ペットボトルのリサイクル

● ペットボトルの出し方



1 材質表示マーク△がついた

飲料用・しょうゆ用のペットボトルだけを出す

必ず△のマークを確認してから出しましょう。

〈ペットボトルと塩ビボトル〉

塩化ビニール（塩ビ）のボトルを混ぜて出さないで下さい。

まざっているとペットボトルのリサイクルがむずかしくなります。

（注意）塩ビボトルや飲料用・しょうゆ用以外のボトルは在住の市町のルールに従って排出して下さい。



2 キャップ、ラベルをはずし、中のものは取り除く

ふたやラベルなどがはずしにくい場合は、無理に取る必要はありません。

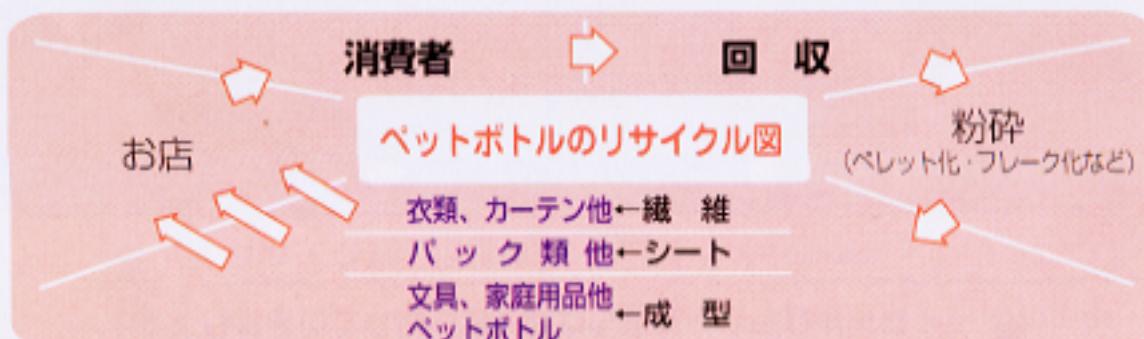
（注意）キャップやラベルは在住の市町のルールに従って排出して下さい。



3 ボトルの中をゆすぎ、よく水切りをする

中身が残っていると悪臭などの原因になります。きれいにゆすぎ、よく水切りをしてから出しましょう。

（注意）押しつぶして出すかどうかは、在住の市町のルールに従って下さい。



ペットボトルとしてのリサイクルの対象

（見分け方）ボトルの底を見て、底の中心にへそのようにふくらみがあるものがペットボトルで、横一直線の筋があるものが塩ビボトルです。

材質表示マーク△のついた対象商品

清涼飲料 ジュース、ワーロン茶、ミネラルウォーターなど

酒類 委託、本みりん、清酒、洋酒など

しょうゆ しょうゆ

まめ知識



紙パックのリサイクル

● 紙パックの出し方

1 パックの中をよくゆすぎ、 パックを切り開く

中身を飲み終えたらパックの中を水でよく
ゆすいで、パックを切り開きましょう。

中身が残っていると悪臭などの原因になり
ます。

(注意) 内側にアルミニウムが利用されているものは、在住の市町
のルールに従って掛出して下さい。



2 十分に乾かす

開いたパックは、十分に乾かして下さい。

(注意) ひもなどでしばるかどうかは、在住の
市町のルールに従って下さい。



消費者

回 収

溶かす



紙パックのリサイクル図

お店

トイレットペーパー
など

抄紙（紙にする）



紙パックのリサイクル

紙パックは、製紙工場に運ばれ、トイレットペーパーやティッシュペーパーなどに
再生されます。

紙パック30枚から60メートル巻きのトイレットペーパーが5個できます。

また、紙パック30枚は、樹齢20年～30年の立木の1/50になり、紙パックを
1,500枚集めると、立木1本になります。

まめ知識

その他紙製容器包装のリサイクル

● その他紙製容器包装の出し方



1

紙パックや段ボールとは区分けする

紙パック、段ボールは、それぞれ回収され、リサイクルされますので、これらと混合することがないように区分けましょう。

(注意) 紙パックと段ボールは混ぜないで下さい。

2

異物、よごれがついたものを取り除く

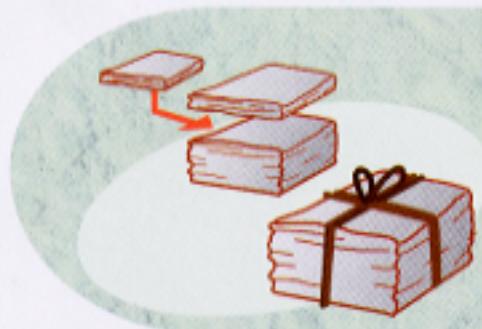
よごれを拭き取るなどして付着物を取り、取り除くことができないものには、混ぜないで下さい。悪臭の原因になったり、リサイクルしにくくなります。

3

ひもで十文字にしばる

箱はたたんで、ひとまとめにして、ひもで十文字にしばります。小さな容器包装は、大きな容器包装の間にはさんでからしばりましょう。

(注意) 出し方については、在住の市町のルールに従って下さい。



その他紙製容器包装のリサイクル 建築ボード、再生紙、固形燃料など

容器包装であるかどうかの判断とその例



まめ知識

- 商品を入れているもの
- 商品を包んでいるもの
- 中身の商品と分離した場合に不要となるもの
- 社会通念上、容器包装であるとおおむね考えられるもの

(1) ふた、キャップなど、容器や包装の一部となっているもの

- ・容器の栓・ふた
- ・キャップ（オーバーキャップ）
- ・シャンプーなどに付いているポンプや引き金式のノズル
- ・調味料などの口のシールなど

(2) 商品の保護または固定のために使われるもの、ふたやトレイに準ずるもの

- ・発泡スチロール製の緩衝剤

その他プラスチック製容器包装のリサイクル

● その他プラスチック製容器包装の出し方

① ペットボトルを混合しないこと

ペットボトルはペットボトルだけを回収し、再生されていますので、プラスチック製容器包装に混ぜないで下さい。

(注意) プラスチック製容器包装のうち回収対象品を限定している場合や、回収の対象ではないものを具体的に示している場合がありますので、在住の市町のルールに従って下さい。



② 異物、汚れを取り除く、水洗いし、乾かす

容器や包装に付着している食品等は、**悪臭の原因**になります。ふたなどをはずし、水洗いして取り除き、十分に乾かして下さい。



その他プラスチック製容器包装のリサイクル

プラスチック原材料・油化・ガス化・高炉還元剤などの工業用原料等



容器包装リサイクル法の対象とならないもの

まめ知識

その他プラスチック

- ① 中身が「商品」でないもの
 - ・手紙やダイレクトメールを入れた封筒
 - ・テレホンカードなどを入れる袋
 - ・金融機関など配布される現金を入れる袋 など
- ② 「商品」ではなく「サービスの提供」に使うもの
 - ・クリーニングの袋
 - ・宅配便の包装や袋 など
- ③ 中身と分離した際に不要にならないものや商品の一部であるもの
 - ・コンパクトディスクのケース
 - ・楽器、カメラのケース
 - ・書籍の外カバー
 - ・ボールペンの軸
 - ・紅茶等のティーパック など
- ④ 社会通念上の判断によるもの
 - ・商品全体を包んでいる面積が1/2に満たないもの
 - ・ラベル・ステッカー・シール・テープ類
 - ・にぎり寿司の中仕切り など

白色トレイのリサイクル

●白色トレイの出し方



1 異物を取り除く

トレイに付着しているラップなどを取り除きましょう。

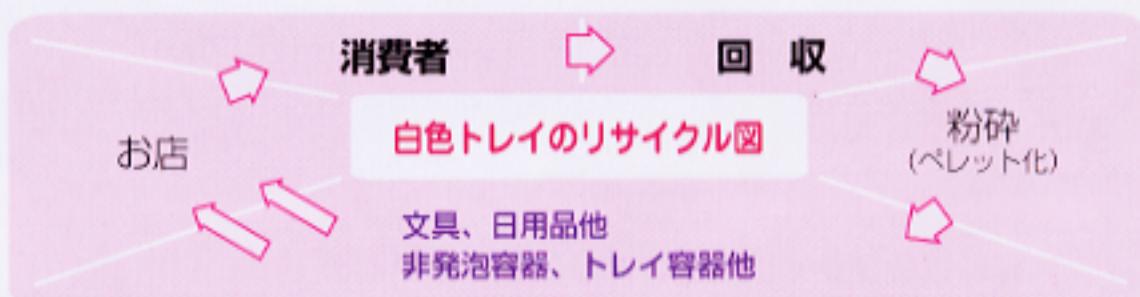
(注意) ラップなどは在住の市町のルールに従って排出して下さい。



2 水洗いし、乾かす

トレイの表面の汚れは悪臭の原因になりますので、洗い流し、十分に乾かしてから出しましょう。

(注意) 白色トレイ以外に有色のトレイや柄(がら)のついたトレイと一緒に出してよいかどうかは在住の市町のルールに従って下さい。スーパーなどの店舗回収場所に出すときも、上記の出し方を守って下さい。



白色トレイの区分 (白色トレイ=白色の発泡スチロール製食品用トレイ)



まめ知識

<該当するもの>

精肉・鮮魚のトレイ、青果のトレイ

<該当しないもの>

柄物トレイ、カップ麺の容器、持ち帰り弁当の発泡スチロール製容器

発泡スチロール容器の簡単な見分け方

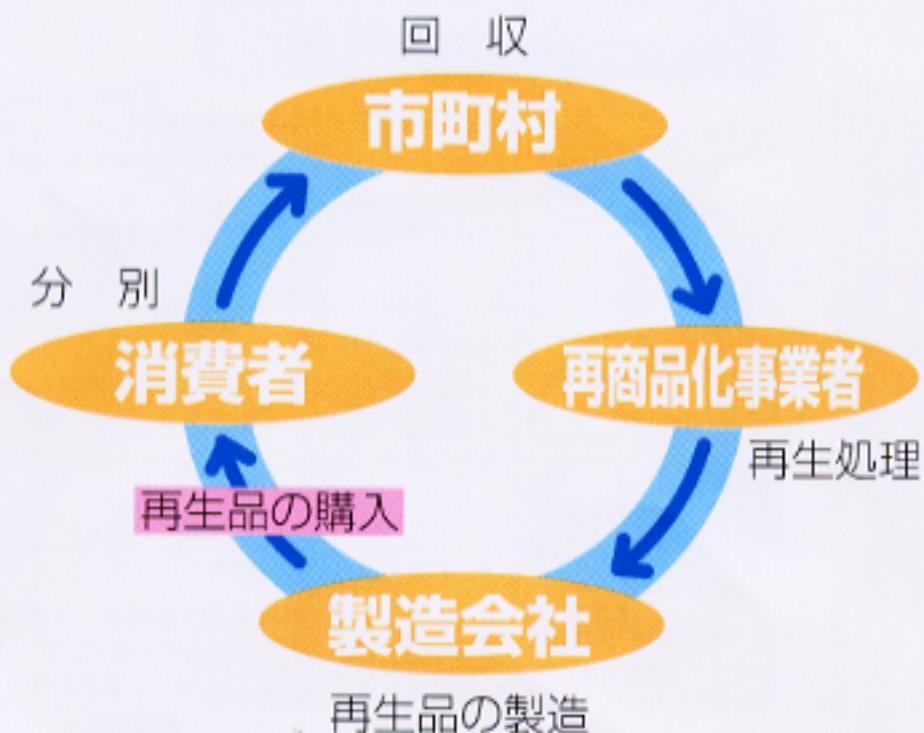
ご家庭などで、トレイなど容器の見分けがつきにくい場合、

1. 折り曲げると「バキッ」と音をたてて割れるもの

2. つま楊枝で軽くつつくと「スッ」と入るもの

上記が発泡スチロール容器です。

リサイクルの輪をつなげよう



消費者のみなさんは、使用済みの容器包装を分別した時点で「リサイクルした」とか、分別したあと、それらを市町が分別収集し、リサイクル事業者（再商品化事業者）に引き渡したところで「リサイクルは完了」と考えていませんか。

実は、リサイクル業者のもとで、再生加工された新たな「資源」が行き場を失っていたり、リサイクル製品が在庫の山になるなど問題が発生しています。このままでは、リサイクルが行き詰ってしまいます。

みなさんが分別排出した使用済みの容器包装がリサイクル製品に生まれ変わっても、これらを購入し、利用しなければ、リサイクルの輪はつながりません。リサイクルの輪をつなげるためにも、分別に協力するのはもちろんのことですが、さらに、リサイクル製品を購入し、利用することが一段と重要になります。

**分別するだけでなく、再生品を使うことによって、
リサイクルの輪をつなげましょう！**

環境にやさしい商品を購入しましょう!

日々の買い物の途中で右のマークの付いた商品を見かけたことはありますか？このマークが付いた再生品を購入し、使用しましょう！



エコマーク（ちきゅうにやさしい）

（財）日本環境協会が資源を再利用した商品や使用段階で環境への負荷が少ない商品など、環境保全に役立つ商品をエコマーク商品として認定しています。



グリーンマーク

（財）古紙再生促進センターが古紙を使った製品の利用拡大を通じ、古紙再生利用の大切さを知ってもらうため、グリーンマーク制度を進めています。



R (アール) マーク

Rマークは、再生紙を利用する場合、古紙の利用率がわかるように、ごみ減量化推進国民会議で定めたマークです。再生紙を利用した印刷物などに積極的に使用しましょう。



牛乳パック再利用マーク

「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」が認定し、市民が回収した牛乳パックから作られた製品等に表示されている再生紙普及運動のシンボルマークです。

マイバッグ・キャンペーン（買い物袋持参運動）

せっかくもらったレジ袋もきれいに包んでもらった包装紙もあまり活用されないまま、結局ごみになってしまんか。

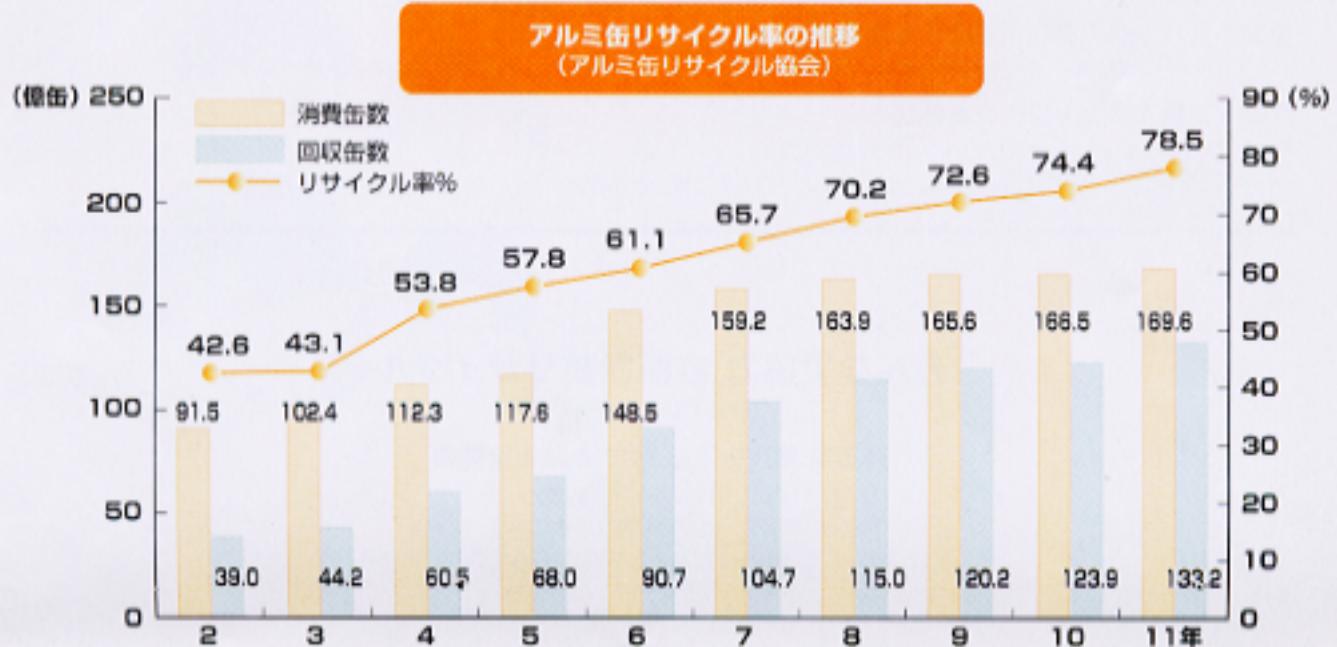
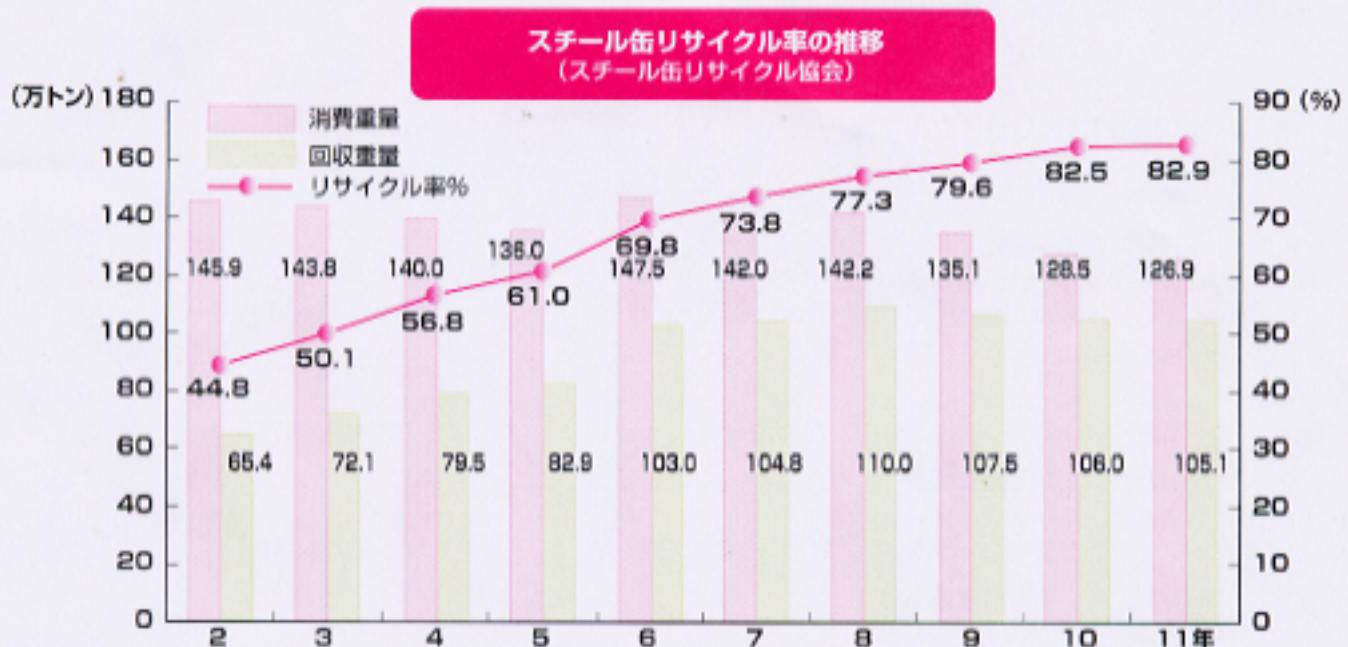
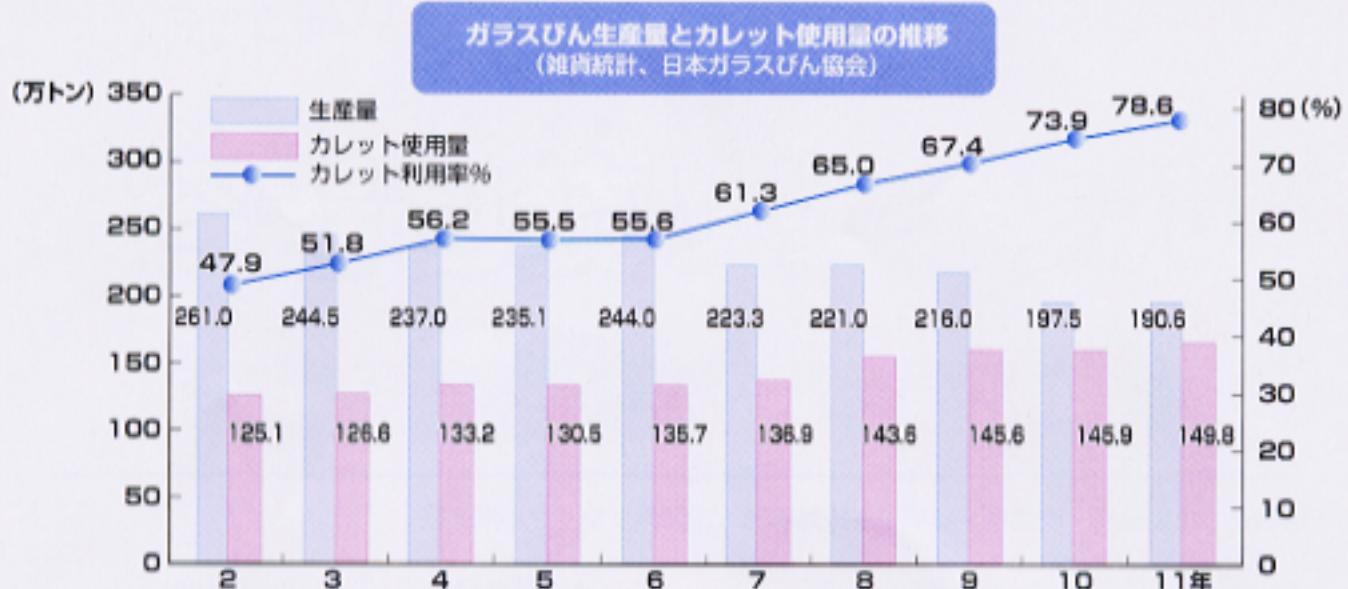
マイバッグ（買い物袋）を持参したり、不必要的包装は断ることからごみを減らす工夫をしていきましょう。

以前にもらったレジ袋でも、お手製のオリジナルバッグでも、買い物の際には積極的にマイバッグを持って行きましょう。



愛称：みらいちゃん

日本のリサイクルの現状(最近10年間)



容器包装リサイクル関係機関とホームページアドレス

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室

(<http://www.env.go.jp>)

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

TEL 03-3581-3351 (代表)

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

(<http://www.meti.go.jp>)

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL 03-3501-1511 (代表)

財団法人日本容器包装リサイクル協会

(<http://www.jcpca.or.jp>)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 邮政互助会琴平ビル3階

TEL 03-5532-8597 (代表)

スチール缶リサイクル協会

(<http://www.rits.or.jp/steelcan/>)

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-3 日銀木挽ビル1階

TEL 03-5550-9431

アルミ缶リサイクル協会

(<http://www.alumi-can.or.jp>)

〒107-0052 東京都港区赤坂2-13-13 アーブセンタービル3階

TEL 03-3582-9755

ガラスびんリサイクル促進協議会

(<http://www.glass-recycle-as.gr.jp>)

〒105-0004 東京都港区新橋3-1-9 日本ガラス工業センター2階

TEL 03-3507-7191

ペットボトルリサイクル推進協議会

(<http://www.petbottle-rec.gr.jp>)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-4-3 日本橋M1ビル2階

TEL 03-3662-7591

全国牛乳パックの再利用を考える連絡会

〒164-0003 東京都中野区東中野4-6-7-201

TEL 03-3360-1098

グリーン購入ネットワーク事務局

(<http://www.wnn.or.jp/wnn-eco/gpn/>)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山ビルB2

TEL 03-3406-5155

— みんなで協力 容器包装リサイクル —

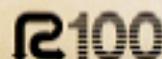
(平成13年3月発行)

兵庫県 県民生活部 環境局 環境整備課

(<http://www.pref.hyogo.jp>)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078-341-7711 (内線3344,3346) · FAX 078-362-4189



古紙配合率100%再生紙使用